



●特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等
給料	市長	727,200円(909,000円)
	副市長	592,000円(740,000円)
	教育長	524,000円(655,000円)
報酬	議長	345,865円(460,000円)
	副議長	302,256円(402,000円)
	議員	278,196円(370,000円)
期末手当	市長	【平成20年度支給割合】 4.45月分
	副市長	
	教育長	
	議長	【平成20年度支給割合】 3.35月分
	副議長	
	議員	
退職手当	市長	減額措置後の給料月額× 在職月数×0.565
	副市長	給料月額×在職月数×0.40
	教育長	給料月額×在職月数×0.25

※()内は、給与等の減額措置を行う前の額です。

※退職手当は任期ごとに支給されます。

●職員の初任給の状況

区分	一般行政職	技能労務職
大学卒	178,800円	-
高校卒	144,500円	140,100円

※実支給は上記月額額の3%カットとなります。

●期末手当・勤勉手当(平成20年度)

1人あたり 平均支給額	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
1,656千円	3.0月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5～20%		

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

※平均支給額は5%カット後のものです。(普通会計決算)

●退職手当

支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
【その他の加算措置】 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ◆1人あたり平均支給額 自己都合:18,199千円 勤奨・定年:27,089千円		

※退職手当の1人あたり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。(普通会計決算)

●その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当	内容および支給単価
扶養手当	配偶者 13,000円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円 職員に配偶者がいない場合、 扶養親族のうち1人 11,000円 特定期間における加算 5,000円
通勤手当	【交通機関利用】 運賃相当額に応じて支給。最高限度額55,000円(月額)
	【自動車等使用】 通勤距離が1km以下の場合1,000円、以下距離に応じて支給され、最高限度額は通勤距離が30km以上の場合で21,500円
住居手当	【職員が自ら居住する借家・借間】 家賃等の月額が22,000円以下の場合、家賃等の月額から11,000円を控除した額 家賃等の月額が22,000円超の場合、家賃等の月額から22,000円を控除した額の1/2を11,000円に加算した額(最高限度額27,000円)
	【自宅】 3,500円
	【支給内容】 課長級、次長級、部長級に在職する職員の平均給料月額額の8～10%を支給 ※平成18年4月1日から当分の間、半額の支給としています。
時間外勤務手当	【支給内容】 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対し、勤務1時間につき、給料の時間単価の25%増の額を支給
休日勤務手当	【支給内容】 祝日法による休日等または年末年始の休日等に、正規の勤務時間として勤務した職員に対し、勤務1時間につき、給料の時間単価の35%増の額を支給(年末年始の休日は50%増)
夜間勤務手当	【支給内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し、勤務1時間につき、給料の時間単価の25%を支給
宿日直手当	【支給内容】 宿日直勤務をした職員に対し、勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じ4,200～21,000円を支給
管理職員特別勤務手当	【支給内容】 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合、勤務1回につき4,000～6,000円を支給(6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額) ※平成18年4月1日から支給を休止しています。